

事務連絡

平成 28 年 4 月 4 日

各都道府県、政令市、特別区
衛生主管部（局）結核担当者 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づく届出について（結核関係）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき医師が行う患者発生届出、第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づき病院の管理者が行う患者の入退院届出については、近年の公衆衛生関係行政事務指導監査において、届出の法定期限が遵守されていない事例が散見されることから、別添のとおり、関係団体に対し、改めて法に基づく届出を適切に行うよう周知したので、各位においても届出の重要性に鑑み、趣旨を十分御了知の上、貴管下に周知するとともに、関係者との連携を密にして、その実施に遺漏のないよう取り図られたい。